

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所福岡支所福岡空港出張所
部署の業務内容	輸出入される植物等の検疫

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	過去に当所では照会者への対応で誤解を招いた事例もあることから、来訪者への対応、電話等による外部からの照会等については、言葉遣いに注意し、丁寧・誠実・親切、かつ、迅速に対応するよう努めている。 特に、植物の輸出入に関する照会の場合、口頭だけでの説明では不十分な場合もあることから、参考となる資料をFAX等で送付するなど照会者の理解が得られるよう心がけている。また、庁舎に入居する機関(税関等)と定期的な会合の場を設け、関係官署との情報の共有化及び各種の情報収集が出来る体制を整えている。なお、取組みに関する評価についての国民からの意見等は、直接当所には寄せられていない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	対応を放置した事例はないが、苦情や要望が寄せられることがあり、引き続き全職員の応接態度及び意識を改革していく必要がある。 苦情や要望があった場合の対応はルール化されていないため、取り急ぎ所内でのルールを整備することとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	規則等の改正に当たっては、パブリックコメントを求めるなどの手続きを経て行われている。また、改正内容は官報に掲示されるとともに農林水産省のホームページ等で公開されている。 新たな施策を実施するに先立ち、説明会など関係者との意見交換の場が設けられている。 説明会等には多数の関係者に参加戴いており、概ね理解を得ているものとする。 説明会等には多数の関係者に参加戴いており、概ね理解を得ているものとする。 植物防疫所においては、全国一斉の説明会の開催やホームページへの掲載等で周知を図っている。また、説明会等で出された意見のうち、改善できるものは全国調整等を行って実施に移している。このため、業務は公平に遂行されていると考える。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	植物検疫の目的である「病害虫の侵入・まん延防止」の観点から我が国の農業生産を振興しているが、植物類の輸入を法令で一部規制していることは消費者の利益と一致しない面があると思う。 病害虫の侵入、まん延により被害を受ける農業生産者と自由に植物類を輸入したい消費者との利害は一致しないものとする。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	野菜や果物の検査を行うことから、農薬等で汚染されないよう他の検査物件と検査室を別けている。また、検査物件毎に手袋を新しいものに交換している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	残留農薬基準のポジティブリスト化に伴い、くん蒸を行う際はその時間を厳守するよう指示している。 くん蒸時間が厳守されているか、その都度確認している。 検査ロットが代わる毎にゴム手袋を交換して検査を行っている。 輸入植物検疫規程等に定められた基準を厳守している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映			
	(植物防疫所に対する意見は寄せられていない。)		
			